

ふくしん住宅ローン 新マイプラン(1/2)

(一般社団法人 しんきん保証基金保証付)

令和1年7月1日

1.商品名	ふくしん住宅ローン 新マイプラン
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 ・当金庫の営業区域にお住まい、またはご勤務の方 ・日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者の方 ・信用上問題なく反社会的勢力に該当しない方 ・申込時年齢が満20歳以上70歳未満で最終返済時年齢が満80歳以下の方 ・会社員(正社員)、公務員の方は勤続1年以上の方 ・法人役員、自営業者の方は3年以上の営業年数がある方 ・年金受給者は公的年金を受給中の方 ・前年の年収が100万円以上で安定継続した収入のある方 ・団体信用生命保険に加入できる方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
3. お使いみち	・一戸建て(建売・中古)購入、マンション(新築・中古)購入資金 ・一戸建て新築・増改築・リフォーム資金 ・土地のみの購入(隣地・底地・家族のための購入) ・金融機関からの住宅ローン借換資金 ※返済実績が1年以上あり、かつ直近1年間に延滞が1度もないこと)
4. ご融資限度額	・8,000万円以内かつプラン決定基準額※の200%以内 ※プラン決定基準額とは担保の評価を保証会社の基準により算出したものです
5. ご融資期間	・1年以上35年以内
6. ご融資利率	・変動・固定選択型 ※借入期間中のお客様のご要望に併せて「固定金利」(3年、5年、10年)と「変動金利」を自由に選択できます 詳細につきましては別途「住宅ローン金利表」をご確認ください
7. ご返済方法	・毎月元利均等返済もしくは元金均等返済 ・ご融資金額の50%を上限とし、ボーナス返済との併用も可能です
8. 団体信用 生命保険	・団体信用生命保険にご加入いただきます。 団信には一般団信以外にも3大疾病保障特約付、がん保障特約付、就業不能・3大疾病保障特約付がございます 団信の内容およびご負担いただく保険料につきましては種類により異なりますので詳細は店頭にてご確認ください
9. 保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
10. 保証人	・一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、保証人は原則不要です ※但し、年収合算者は、連帯保証人若しくは連帯債務者となっております

ふくしん住宅ローン 新マイプラン(2/2)

令和1年7月1日

11. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物に、第1順位の抵当権を設定させていただきます ※担保設定手数料は別途ご負担いただきます ・建物には火災保険を付保していただきます
12. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の際、一括払いとなります ※保証料は該当する商品プランにより異なります
13. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約の際、および固定金利の見直しの際手数料がかかります ・一部繰上返済、期日前完済及び条件変更をされる場合手数料がかかる場合があります <p>手数料に詳細につきましては、別途「手数料のご案内」をご覧ください</p>
14. ご用意いただくもの(事前審査時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人確認書類(運転免許証・健康保険証等) ・源泉徴収票、公的機関発行の所得証明書等 ・資金使途確認書類(売買契約書、工事請負契約書、パンフレット等) ・融資対象物件関係書類(全部事項証明書等) ・法人役員の方は、経営されている法人の決算書3年分 ・自営業者の方は確定申告書控えおよび青色申告決算書3年分 <p>※実際にお借入いただく際には、上記の他にも書類を頂戴することになりますのでご了承ください</p>
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に、営業店または営業推進部(電話:024-523-3664)にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客様相談室(電話:024-515-5009)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。</p>
16. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口受付の他、インターネット(パソコン、スマートフォン)の申込も可能です ・融資条件によっては保証人が必要になる場合や、お借入内容を制限させていただく場合がございます <p>また、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください</p>

—暮らしのとなりに、いつもふくしん—



福島信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/fshinkin/>